

資料10 - 1 自治体別・種類別苦情受理件数

(平成17年度)

自治体	種類	合計	典型7公害							典型7公害 以外の苦情	
			小計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下		悪臭
愛媛県		185	97	17	48		2			30	88
松山市		506	498	249	82		83	6		78	8
今治市		78	76	2	15		17	1		41	2
宇和島市		37	37	17	3		3			14	
八幡浜市											
新居浜市		129	129	94	5	1	22	1		6	
西条市		37	27	4	16		3	1		3	10
大洲市		17	13		2		1			10	4
四国中央市		85	85	61	6		11			7	
伊予市		31	22	7	6	1	4			4	9
西予市											
東温市		22	6		2		1			3	16
市計		942	893	434	137	2	145	9	0	166	49
上島町											
久万高原町											
松前町		103	78	42	14	1	5			16	25
砥部町		18	15	6	5		4				3
内子町		1	1		1						
伊方町											
鬼北町											
松野町											
愛南町											
町計		122	94	48	20	1	9	0	0	16	28
合計		1,249	1,084	499	205	3	156	9	0	212	165

資料10 - 2 発生源別苦情受理件数

発生源 \ 年度	16	17
合 計	954	1,249
農 業	38	15
林 業	2	8
漁 業	3	20
鉱 業	-	1
建 設 業	202	234
製 造 業	120	145
電気・ガス・熱供給業・水道業	4	5
情 報 通 信 業	-	1
運 輸 業	7	10
卸 売 ・ 小 売 業	28	30
金 融 ・ 保 険 業	-	-
不 動 産 業	2	2
飲 食 店 、 宿 泊 業	24	34
医 療 、 福 祉	19	2
教 育 、 学 習 支 援 業	-	-
複 合 サ ー ビ ス 事 業	16	12
サービス業(他に分類されないもの)	65	120
公務(他に分類されないもの)	-	7
分 類 不 能 の 産 業	14	21
会 社 ・ 事 業 所 以 外	410	582
個 人	241	383
そ の 他	38	61
不 明	131	138

発生源 \ 年度	16	17
合 計	954	1,249
焼 却 施 設	67	39
産 業 用 機 械 作 動	45	51
産 業 排 水	26	60
流 出 ・ 漏 洩	65	75
工 事 ・ 建 設 作 業	89	94
飲 食 店 営 業	6	22
カ ラ オ ケ	6	9
移動発生源(自動車運行)	4	5
移動発生源(鉄道運行)	2	-
移動発生源(航空機運航)	-	-
廃 棄 物 投 棄	112	76
家 庭 生 活(機械)	3	6
家 庭 生 活(ペット)	13	3
家 庭 生 活(その他)	28	52
焼 却 (野 焼 き)	274	462
自 然 系	29	39
そ の 他	110	181
不 明	75	75

資料10 - 3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
		公害防止管理者		公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 40000Nm ³ /h以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 40000Nm ³ /h未満の工場		排出ガス量 40000Nm ³ /h / 以上でかつ、排水量 1万m ³ /日以上以上の工場は、公害防止主任管理者を設置する。
	排出ガス量10000Nm ³ /h以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 40000Nm ³ /h以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量 40000Nm ³ /h未満の工場		
水質	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排水量 10000m ³ /日以上以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排水量 10000m ³ /日未満の工場		
	排出量1000m ³ /日以上以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排水量 10000m ³ /日以上以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排水量 10000m ³ /日未満の工場		
騒音	機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。） 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）	(騒音関係公害防止管理者)		常時使用する従業員数が21人を超える工場は、公害防止統括者を設置する。	
特定粉じん	特定粉じん発生施設を設置する工場	(特定粉じん関係公害防止管理者)			
一般粉じん	一般粉じん発生施設を設置する工場	(一般粉じん関係公害防止管理者)			
振動	液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941トン以上のものに限る。） 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。） 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）	(振動関係公害防止管理者)			
	ダイオキシン類	(ダイオキシン類関係公害防止管理者)			